

田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用できる市の行政サービス（令和6年4月1日時点）
 ※これらのサービスは、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者も活用することができます。

●市営住宅関係

①サービス等の名称	②サービス等の概要	③利用時の受理証明書等の提示の要否	④その他備考
市営住宅・特定公共賃貸住宅への申込・入居	・事実上婚姻関係と同様の事情にある者として申し込みができる。 ・パートナーシップとして宣誓をされた方を契約者の親族として取扱うこととし、市営住宅及び特定公共賃貸住宅への入居（同居）を可とする。	要	パートナーシップの宣誓者は4月1日から入居可能

●保護者として利用できるサービス

①サービス等の名称	②サービス等の概要	③利用時の受理証明書等の提示の要否	④その他備考
田原市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金(保護者等申請用)	未成年を監護していると判断できる場合、保護者として申請できる。	否	
田原市障害者等日常生活用具費給付事業	対象者が未成年の場合保護者として申請できる。	否	
保育園の送り迎え	パートナーが送り迎えできる。 ※受理証明書等の提示を求める場合あり	要	子の保護者（親権者）があらかじめ園へ送迎者氏名を伝えておく必要がある
市外での乳幼児健康診査及び受診案内送付先の依頼	乳幼児健康診査を市外で受診したい場合、パートナーも依頼できる。	否	
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ等)	パートナーの子の保護者として申請できる。	要	

●その他申請等

①サービス等の名称	②サービス等の概要	③利用時の受理証明書等の提示の要否	④その他備考
納税証明書、所得課税証明書、固定資産税台帳登録事項証明等各種証明書の発行	・同一世帯のパートナー等に交付することができる。 ※同居ではない場合は本人の委任状が必要	要	
住民票の続き柄記載	住民票における世帯主との続柄を「縁故者」と記載することができる。	要	同居していることが条件
アニバーサリーフラワーギフト花束（タハナ）の申請	パートナーとして宣誓された方が申請できる	否	